

利用者のために

1 調査の目的

牛乳乳製品統計調査は、牛乳及び乳製品の生産、出荷、在庫等に関する実態を明らかにし、畜産行政の資料を整備することを目的とする。

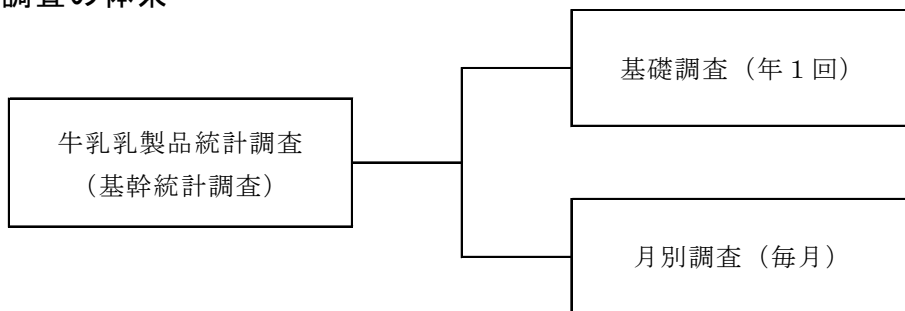
2 調査の根拠

本調査は、統計法（平成19年法律第53号）第9条第1項に基づく総務大臣の承認を受けて実施した基幹統計調査である。

3 調査機関

本調査は、農林水産省大臣官房統計部及び農林水産大臣が委託した民間事業者（以下「民間事業者」という。）を通じて実施した。

4 調査の体系



5 調査の対象

調査の対象は、全国の牛乳処理場及び乳製品工場（以下「処理場・工場」という。）とした。

ただし、乳製品工場のうち、アイスクリームのみを製造する工場で年間製造量が5万リットルに満たないものは除く。

なお、月別調査については、全国の処理場・工場から次の基準により調査の対象を選定した。

- (1) 全ての乳製品工場
- (2) 前年（平成28年）の基礎調査結果における12月の県内・県外の生産者及び県内・県外の工場からの受乳量（以下「生乳受乳量」という。）が300トン以上の牛乳処理場
- (3) 前年（平成28年）の基礎調査結果における12月の生乳受乳量が300トン未満の牛乳処理場のうち、県外から受乳している牛乳処理場及び飲用牛乳等を県外へ出荷している牛乳処理場
- (4) (2)及び(3)の工場では12月の生乳受乳量が都道府県計の80%に満たない場合について、カバレッジが80%を超えるまでの牛乳処理場
- (5) 全粉乳、脱脂粉乳、バター及びホエイパウダーの在庫量を一括管理している本社

6 調査対象処理場・工場数

基礎調査及び月別調査の調査対象処理場・工場数は次表のとおりである。

	基礎調査	月別調査
調査対象処理場・工場数	575 事業所	358 事業所

7 調査期間

平成29年（1月～12月）の1年間を調査期間とし、基礎調査は12月末日現在、月別調査は毎月末日現在で実施した。

8 調査事項

(1) 基礎調査

経営組織、常用従業者数、生乳の送受乳量及び用途別処理量、牛乳等の種類別生産量、飲用牛乳等の県外出荷の有無及び容器容量別生産量、生産能力、乳製品の種類別生産量及び年末在庫量

(2) 月別調査

生乳の集乳地域別受乳量及び仕向け地域別送乳量、生乳の用途別処理量、牛乳等の種類別生産量、飲用牛乳等の仕向け地域別出荷量、乳製品の種類別生産量及び月末在庫量

9 調査方法

(1) 基礎調査

民間事業者が調査対象処理場・工場に郵送により調査票を配布・回収する自計調査又は政府統計共同利用システムオンライン調査システム（以下「オンライン調査システム」という。）により調査対象処理場・工場が入力した電子調査票を民間事業者がオンラインにより回収する自計調査として実施した。

(2) 月別調査

民間事業者が調査対象処理場・工場に郵送により調査票を配布・回収する自計調査又はオンライン調査システムにより調査対象処理場・工場が入力した電子調査票を民間事業者がオンラインにより回収する自計調査として実施した。

10 集計方法

(1) 基礎調査

都道府県別の数値は、各都道府県の調査対象処理場・工場の調査結果を合計して算出し、全国計は都道府県ごとの計を合計して算出した。

(2) 月別調査

ア 「牛乳等向け処理量」、「牛乳等向けのうち、業務用向け処理量」、「欠減」、「牛乳生産量」、「牛乳のうち、業務用向け生産量」、「牛乳のうち、学校給食用生産量」、「加工乳・成分調整牛乳生産量」、「加工乳・成分調整牛乳のうち、業務用生産量」、「加工乳・成分調整牛乳のうち、成分調整牛乳生産量」、「乳飲料生産量」、「はっ酵乳生産量」及び「乳酸菌飲料生産量」の各項目の都道府県計は、調査対象処理場・工場の調査値と調査対象処理場・工場以外の推計値を合計して算出した。

なお、次の方法により算出した。

$$T = T_1 + T_2$$

$$\begin{cases} T & : \text{推計対象項目の推計値} \\ T_1 & : \text{月別調査対象処理場・工場に係わる調査結果の合計} \\ T_2 & : \text{月別調査対象処理場・工場以外に係わる推計値} \end{cases}$$

$$T_2 = \frac{X_i}{Y_i} y$$

$$\begin{cases} X_i & : \text{月別調査対象処理場・工場に係わる月別調査の調査結果の合計} \\ Y_i & : \text{月別調査対象処理場・工場に係わる基礎調査の調査結果の合計} \\ y & : \text{月別調査対象処理場・工場以外に係わる基礎調査の調査結果の合計} \end{cases}$$

また、全国計は、各都道府県の計を合計して算出した。

イ ア以外の項目

各都道府県の計は、月別調査対象処理場・工場の調査結果を合計して算出し、全国計は各都道府県の計を合計して算出した。

ウ 処理場・工場の新設又は季節操業があった場合は、5の(1)から(5)までの基準に照らして調査の対象に該当するものを調査対象処理場・工場とし、廃業又は操業期間の終了をもって調査中止とした。

11 目標精度

本調査は、基礎調査にあつては全数調査、月別調査にあつては全ての乳製品工場及び一定規模以上の牛乳処理場を対象とする調査結果と基礎調査の結果から全体を推計していることから、標本誤差は存在せず、目標精度は設定していない。

12 用語の解説

本調査における品目の定義は、次のとおりである。

生乳

搾乳したままの人の手を加えない牛の乳をいう。

牛乳等

飲用牛乳等に乳飲料、はっ酵乳及び乳酸菌飲料を加えたものを総称して牛乳等という。

「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」（昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等省令」という。）では、乳飲料、はっ酵乳及び乳酸菌飲料は乳製品に分類しているが、これらは製造過程及び施設が飲用牛乳等と同一又は類似しており、流通も同一であることから、本調査では牛乳等として分類した。

飲用牛乳等

直接飲用に供する目的又はこれを原料とした食品の製造若しくは加工の用に供する目的で販売する牛乳、成分調整牛乳及び加工乳をいう。

牛乳	生乳以外のものを混入することなく、直接飲用又はこれを原料とした食品の製造若しくは加工の用に供する目的で販売する牛の乳で、乳等省令に沿って製造されたものをいう（以下の加工乳からアイスクリームまでについても同様に、乳等省令に沿って製造されたものとする。）。
加工乳	生乳、牛乳若しくは特別牛乳又はこれらを原料として製造した食品を加工したもの（成分調整牛乳、はっ酵乳及び乳酸菌飲料を除く。）をいう。
成分調整牛乳	生乳から乳脂肪分その他の成分の一部を除去したものをいう。
乳飲料	生乳、牛乳若しくは特別牛乳又はこれらを原料として製造した食品を主要原料とした飲料をいう。
はっ酵乳	乳又はこれと同等以上の無脂乳固形分を含む乳等を乳酸菌又は酵母ではっ酵させ、糊状若しくは液状にしたもの又はこれらを凍結したものをいう。 なお、本調査での乳とは、乳等省令で定める乳から生山羊乳、殺菌山羊乳及び生めん羊乳を除いたものをいう。
乳酸菌飲料	乳等（乳及び乳製品並びにこれらを主原料とする食品をいう。）を乳酸菌若しくは酵母ではっ酵させたものを加工し、又は主要原料とした飲料（はっ酵乳を除く。）をいう。
乳製品	粉乳、バター、クリーム、チーズ、れん乳、アイスクリーム等をいい、本調査では全粉乳、脱脂粉乳、調製粉乳、ホエイパウダー、バター、クリーム、チーズ、加糖れん乳、無糖れん乳、脱脂加糖れん乳及びアイスクリームを調査した。
全粉乳	生乳、牛乳又は特別牛乳からほとんど全ての水分を除去し、粉末状にしたものをいう。
脱脂粉乳	生乳、牛乳又は特別牛乳の乳脂肪分を除去したものからほとんど全ての水分を除去し、粉末状にしたものをいう。
調製粉乳	生乳、牛乳若しくは特別牛乳若しくはこれらを原料として製造した食品を加工し、又は主要原料とし、これに乳幼児に必要な栄養素を加え粉末状にしたものをいう。
ホエイパウダー	乳を乳酸菌で発酵させ、又は乳に酵素若しくは酸を加えてできた乳清からほとんど全ての水分を除去し、粉末状にしたものをいう。 本調査では、ホエイパウダーの総量に加えて、タンパク質

	含有量25%未満のもの及び同25%以上45%未満のものを調査した。
バター	生乳、牛乳又は特別牛乳から得られた脂肪粒を練圧したものをいう。
クリーム	生乳、牛乳又は特別牛乳から乳脂肪分以外の成分を除去したものをいう。 なお、平成28年12月の調査までは、「クリームを生産する目的で脂肪分離したもの」に限定して調査していたところであるが、29年1月以降は、バター、チーズを製造する過程で製造されるクリーム及び飲用牛乳等の脂肪調整用の抽出クリームのうち、製菓、製パン、飲料等の原料や家庭用として販売するものを含めて、クリームとして調査した。
チーズ	ナチュラルチーズ及びプロセスチーズをいう。 ナチュラルチーズとは、次の1又は2のものをいう。 1 乳、バターミルク、クリーム又はこれらを混合したもののほとんどの全て又は一部のたんぱく質を酵素、その他の凝固剤により凝固させた凝乳から乳清の一部を除去したもの又はこれらを熟成したもの 2 1に掲げるもののほか、乳等を原料として、たんぱく質の凝固作用を含む製造技術を用いて製造したものであって、1と同様の化学的、物理的及び官能的特性を有するもの プロセスチーズとは、ナチュラルチーズを粉砕し、加熱溶解し、乳化したものをいう。 なお、本調査では、国内で生産されたナチュラルチーズ及びプロセスチーズのうち、直接消費されるもののみを調査することとし、プロセスチーズの原料用ナチュラルチーズは除いた。
直接消費用 ナチュラルチーズ	業務用（菓子原料用等）又は家庭用として直接販売されるナチュラルチーズをいい、チーズの内訳として調査した。
加糖れん乳	生乳、牛乳又は特別牛乳にしょ糖を加えて濃縮したものをいう。
無糖れん乳	濃縮乳（生乳、牛乳又は特別牛乳を濃縮したもの）であって直接飲用に供する目的で販売するものをいう。
脱脂加糖れん乳	生乳、牛乳又は特別牛乳の乳脂肪分を除去したものにしょ糖を加えて濃縮したものをいう。

アイスクリーム	乳若しくはこれらを原料として製造した食品を加工し、又は主要原料としたものを凍結させたものであって、乳固形分3.0%以上を含むアイスクリーム類のうち、本調査では、乳脂肪分8%以上のハードアイスクリームを対象として調査した。
生乳の移出(入)量	処理場・工場が県外の生産者・集乳所又は処理場・工場から生乳を受乳した量を移入量といい、生産者・集乳所又は処理場・工場が県外の処理場・工場へ生乳を送乳した量を移出量という。 生乳の都道府県間の移出（入）量を把握することによって、都道府県別の生乳の生産量及び処理量を明らかにする。
生乳処理量	牛乳等及び乳製品を製造するために仕向けた生乳の量等をいう。
牛乳等向け	牛乳等に仕向けたものをいう。
業務用向け	牛乳等向けのうち、製菓用や飲料用等の食品原料用（製造・加工用）の牛乳、成分調整牛乳及び加工乳をいう。
乳製品向け	生乳のまま乳製品に仕向けたものをいう。
チーズ向け	乳製品向けのうち、チーズを製造するために仕向けたものをいう。 なお、「クリーム」の調査定義の変更により、平成29年1月以降は、チーズを製造する過程で生産されたクリームに仕向けられた生乳を「チーズ向け」に含めていない。
クリーム向け	乳製品向けのうち、クリームを製造するために仕向けたものをいう。 なお、平成29年1月以降は、バター、チーズ等を製造する過程で製造されるクリーム及び飲用牛乳等の脂肪調整用の抽出クリームに仕向けた生乳についても、クリーム向けに仕向けた生乳として扱い、「クリーム向け」に含めた。
脱脂濃縮乳向け	乳製品向けのうち、脱脂濃縮乳を製造するために仕向けたものをいう。
濃縮乳向け	乳製品向けのうち、濃縮乳を製造するために仕向けたものをいう。
その他	輸送や牛乳乳製品の製造工程で減耗したもの等をいう。 なお、自家飲用及び子牛のほ乳用等で処理したものもここに含めた。

欠減	その他のうち、輸送や牛乳乳製品の製造工程で減耗したものをいう。
飲用牛乳等出荷(入荷)量	処理場・工場が県外の処理場・工場及び卸・小売業へ飲用牛乳等を出荷した量を出荷量といい、県外の処理場・工場から飲用牛乳等を入荷した量を入荷量という。
乳製品工場	乳製品を製造する施設をいう。ただし、乳製品工場のうち、アイスクリームのみを製造する工場で年間製造量が5万リットルに満たないものは除いた。
牛乳処理場	生乳又は牛乳を処理して牛乳等を製造する施設であって、乳製品工場以外のものをいう。

13 統計表の見方等

(1) 統計表の地域区分

本統計表で用いる全国農業地域及び地方農政局の区分は、次のとおりである。

ア 全国農業地域

全国農業地域名	細 分	所属都道府県名
北海道	—	北海道
東北	—	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北陸	—	新潟、富山、石川、福井
関東・東山	北関東	茨城、栃木、群馬
	南関東	埼玉、千葉、東京、神奈川
	東山	山梨、長野
東海	—	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	—	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	—	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	—	徳島、香川、愛媛、高知
九州	—	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄	—	沖縄

注： 統計表中の「関東」とは、上記区分の「関東・東山」地域の細分にある「北関東」及び「南関東」を合わせたものである。

イ 地方農政局

地方農政局名	所属都府県名
東北農政局 関東農政局	アの東北の所属都道府県と同じ 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
北陸農政局 東海農政局	アの北陸の所属都道府県と同じ 岐阜、愛知、三重
近畿農政局 中国四国農政局	アの近畿の所属都道府県と同じ 鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九州農政局	アの九州の所属都道府県と同じ

注：東北農政局、北陸農政局、近畿農政局及び九州農政局の結果については、全国農業地域における各地域の結果と同じであることから、統計表章はしていない。

(2) 統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳が一致しない場合がある。

(3) 統計表に用いた記号

統計表に用いた記号は、次のとおりである。

「0.0」：単位に満たないもの（例：0.04%→0.0%）

「－」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

「x」：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

「△」：負数又は減少したもの

「nc」：計算不能

(4) 秘匿措置

統計調査結果について、調査対象処理場・工場数が2以下の場合には、個人又は法人その他の団体に関する調査結果の秘密保護の観点から、当該結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

(5) この統計表に掲載された数値を他に掲載する場合は、「牛乳乳製品統計」（農林水産省）による旨を記載してください。

14 お問合せ先

農林水産省

大臣官房統計部

生産流通消費統計課消費統計室 食品産業動向班

電話（代表） 03-3502-8111 内線3717

（直通） 03-3591-0783

FAX 03-3502-3634